

一般社団法人 日本物理学会会員に関する内規

1958年 7月 1日	制定	1974年10月12日	変更	1984年10月13日	変更
1961年 7月 1日	変更	1974年12月14日	変更	1986年 7月12日	変更
1963年 7月22日	変更	1975年 8月12日	変更	1986年12月13日	変更
1965年 7月 9日	変更	1976年 1月17日	変更	1989年 9月30日	変更
1966年 6月11日	変更	1976年 6月12日	変更	1990年 4月 1日	変更
1967年 7月 8日	変更	1976年 8月20日	変更	1992年10月17日	変更
1970年12月25日	変更	1976年11月20日	変更	1998年 2月 7日	変更
1971年 8月 3日	変更	1977年10月15日	変更	2001年 9月 1日	変更
1972年 9月30日	変更	1978年 8月17日	変更	2004年 7月10日	変更
1972年12月 9日	変更	1979年 8月18日	変更	2005年11月12日	変更
1973年 6月 9日	変更	1981年 7月11日	変更	2006年 8月29日	変更
1973年 7月14日	変更	1982年 7月10日	変更	2007年12月15日	変更
1973年 8月25日	変更	1983年 7月 9日	変更	2010年 3月 6日	変更
1974年 7月13日	変更	1984年 8月24日	変更	2011年10月 8日	変更

第1章 総 則

(本内規に定める事項)

第1条 本内規は定款および細則にもとづき入会手続、会費、定期刊行物の配布、その他会員に関する事項を正会員（シニア会員を含む）、学生会員、名誉会員および賛助会員について定める。

(年度の意味)

第2条 本内規における年度は定款第35条に定める本会の事業年度と同じく、毎年1月1日から12月31日までを意味する。

第2章 正会員および学生会員

第1節 正会員

(入会手続)

第3条 定款第5条第1項に定める正会員として本会に入会しようとする者は、細則第1条の規定に従い所定の入会申込書に以下の事項を記入の上、会長に提出しなければならない。

(1) 氏名、氏名の口 - マ字綴り、生年月日および自筆署名または記名・捺印

(2) 本会正会員である紹介者2名の自筆署名と捺印

(3) 学部の卒業校名・学科名と卒業の年月、および最終学歴と修了年月。ただし在学中の者は、入学年月。

(4) 勤務先と職名、現住所または通信先

(5) 配布希望の定期刊行物

2. 大学院在籍者で、第6条に定める大学院学生会員として会費の減額を希望する者は、在学証明書を添付しなければならない。

3. 正会員の入会は理事会の議にもとづき会長が決定する。

4. 会長は毎月15日までに到着した正会員の入会申込を翌月の理事会に諮り、その理事会開催月の1日付けで入会を承認する。ただし翌月に理事会が開催されない場合には翌月以降の最も早い理事会に諮る。

5. 正会員としての権利は理事会で入会を承認した日の翌日から行使できるものとする。
6. 入会を承認されなかった者に対しては入会金、会費相当額を返還する。

(配布を受ける定期刊行物の種類と会費額)

第4条 正会員は、細則第17条、にもとづき配布を受ける定期刊行物(以下刊行物)の種類に応じて、細則第7条、第17条に定める会費額および付加会費額を対象年度開始日より前に納入しなければならない。ただし細則第8条第1項に定める会費の減額措置を受ける場合には学生会員会費額を適用する。

(新入会者の会費の清算)

第5条 年度の途中で入会する正会員が納入した1か年分の会費相当額、その他余分に納入した金額は別表1に従い次年度の請求書において清算する。

(会費の減額)

第6条 正会員のうち大学院に在籍する者が細則第8条第1項に定める大学院学生会員として会費の減額を希望する場合には以下の手続きをとらなければならない。

- (1) 減額の申込をする正会員は所定の申込書に在学証明書を添付して9月30日までに提出する。
- (2) 前号の手続きをとった正会員の会費は翌年1月から学生会員の会費と同額とする。

(会費減額の適用期間)

第7条 大学院に在籍している正会員が大学院学生会員として会費減額の適用を受けることのできる期間は、入会または減額の申込の際に提出した在学証明書により大学院の課程を修了するとみなされる年の12月までとする。

2. 前項の期間を超えて大学院に在籍する正会員が大学院学生会員として会費の減額を希望する場合には改めて第6条に定める手続きをとらなければならない。
3. 第1項の期間内に大学院生の身分を失った場合にはその旨を申し出て翌年1月から通常の正会員会費を納入しなければならない。

(学部学生となった正会員の会費減額)

第8条 正会員があらたに学部の学生となった場合には会費の減額を受けることができる。その減額の手続きおよび適用期間については前2条の規定を準用する。

(特別の場合の会費減額)

第9条 特別の事情がある場合、会長は正会員の会費の減額または1年度分の会費免除を認めることができる。特別の事情には、災害救助法が発令される大規模災害による被災を含むものとするが、この規則の適用可否およびその内容に関しては、理事会がその都度審議決定するものとする。その場合、会費減額を求める会員は定められた対象についての被災証明書を提出しなければならない。

第2節 学生会員

(入会手続)

第10条 定款第5条第1項2号に定める学生会員の入会手続については本内規第3条の正会員の入会手続に関する規定を準用する。ただし在学証明書を必ず提出しなければならない。

(配布を受ける刊行物の種類と会費額)

第11条 学生会員は、細則第7条、第17条にもとづき配布を受ける刊行物の種類により、細則第7条、第17条に定める会費額を納入しなければならない。

(新入会者の会費の清算)

第12条 第5条の新入会者の会費の清算に関する規定は学生会員にも適用する。

(学生会員会費の適用期間)

第13条 学生会員は入会申込の際に提出した在学証明書により卒業するとみなされる年の12月まで学生会員の会費額を適用される。

2. 前項の期間を超えて大学の学部在籍する学生会員が引続き学生会員としての取扱いを希望する場合には改めて9月30日までに所定の申込書と在学証明書を提出のうえ学生会員の申込をしなければならない。

(学生会員から正会員への変更)

第14条 大学の学部を卒業した学生会員は所定の正会員申込書を提出して正会員となる手続をとらなければならない。なお、手続後正会員となった場合も、当該年度の会費額は学生会員会費額のままとする。

(特別な場合の会費減額)

第15条 特別の事情がある場合、会長は第9条の正会員に関する規則と同様に学生会員の会費の減額または1年度分の会費免除を認めることができる。

第3節 名誉会員，シニア会員

(名誉会員)

第16条 定款第5条第1項4号により名誉会員の称号を授与された会員には会費および細則第17条に定める付加会費を免除する。

(シニア会員)

第17条 正会員のうち満35年以上の間本会(本会の前身、日本数学物理学会をも含む)の正会員であった者が満65才以上に達し、細則第8条第2項に定める手続をとり会長の承認を得た場合(以下本内規においてシニア会員という)には会費を減額する。上記の期間には学生会員であった期間を含む。ただし会誌以外の刊行物の配布を希望する場合には付加会費を前納しなければならない。

2. シニア会員となることを希望する者は申込書を提出する年度までの付加会費を含む会費を完納していなければならない。
3. シニア会員は細則第8条第2項に定める会費額を納入しなければならない。
4. 会長は第3項の会費および第1項で配布を希望した刊行物の付加会費を納入しないシニア会員には会誌および配布を希望した刊行物の送付を停止することができる。

第4節 配布を受ける刊行物の変更

(変更の申込時期と手続)

第18条 正会員および学生会員は年度単位で細則第17条に定める刊行物について、種別の変更、中止または新規配布を申し込むことができる。

2. 前項の申込は毎年8月1日から9月30日までの間に所定の申込書により翌年度の刊行物について行うものとする。
3. 前項の手続をとらない正会員および学生会員は前年度と同じ刊行物の配布を受ける。
4. 前3項の規定に拘らず毎年10月、11月および12月に入会した正会員および学生会員は翌年度においても入会した年度と同じ刊行物の配布を受けるものとする。
5. 第2項に定める時期以外には正会員および学生会員の配布刊行物の種別変更、中止または

新規配布の申込は一切受理しない。

第5節 会費納入の方法

(会費の納入時期)

第19条 正会員および学生会員は本会からの請求にもとづき、毎年、翌年度分の会費を年度末までに納入しなければならない。

(会費の清算)

第20条 余分に納入した金額は翌年度の請求書において清算する。

第6節 会費滞納者の取扱い方法

(滞納満1か年未満の場合)

第21条 当年度分会費を完納しない者に対しては、6月号以降の刊行物の配布を中止する。
2. 第1項に定める会費を完納した場合も、6月号以降配布を中止されていた間の会誌は配布しない。

(滞納満1か年以上の場合)

第22条 毎年10月に当年度の会費を完納していない正会員および学生会員には「定款第10条により退会させられる」むねの警告を出す。ただし、12月31日まで猶予期間をおく。その後退会の処置をとる。
2. 前項の猶予期間中に会費を完納した場合も、前条2項同様、6月号以降雑誌の配布を中止されていた間の雑誌は配布しない。
3. 退会させられた正会員と学生会員、および自ら申し出て退会した正会員と学生会員が再入会を希望する場合は、改めて入会手続きをとることによって再入会することができる。ただし、退会時の滞納会費額を完納しなければならない。

第7節 刊行物の国外配布送料

(国外配布送料)

第23条 正会員および学生会員で刊行物の配布先を国外とする者は、刊行物各種類ごとに指定された国外送料を納めなければならない。その金額は理事会が決定する。

第3章 賛助会員

(定義)

第24条 賛助会員は、本会の目的に賛同し継続してその財政を援助する個人または団体とする。

(入会手続)

第25条 本会に賛助会員として入会しようとする個人または団体は、所定の入会申込書に以下の事項を記入のうえ会長に申し込み、理事会の承認を得なければならない。

1. 個人の場合

- 1) 氏名(その口 - マ字綴り)、生年月日
- 2) 勤務先と職名、現住所または通信先
- 3) 毎年度の会費の口数

2. 団体の場合

- 1) 団体名

- 2)代表者氏名
- 3)所在地
- 4)毎年度の会費の口数
- 5)連絡先
- 6)担当者氏名

(会費)

第26条 賛助会員は、細則第9条に定める会費1口以上を毎年納めなければならない。

(会費の口数と配布を受ける雑誌)

第27条 賛助会員は会誌1部と大学の物理教育誌1部の配布を受けるほか、細則第18条にもとづき会費の口数に応じて刊行物の追加配布を受けることができる。

- 2.追加配布を受けることができる刊行物は会誌、JPSJもしくは大学の物理教育誌とし、会費の口数および追加配布部数は次の通りとする。

会費口数	3~4	5~6	7~8	9~10	11~15
追加部数	1部迄	2部迄	3部迄	4部迄	5部迄
会費口数	16~20	21~30	31~40	41~50	50以上
追加部数	6部迄	7部迄	8部迄	9部迄	10部迄

(特別な場合の会費の後納)

第28条 特別の事情がある場合、会長は賛助会員の会費の後納を認めることができる。

第4章 内規変更の手續

(内規変更の手續)

第29条 本内規の変更は理事会で行う。

付 則

- 一 本内規の変更は2011年9月1日から施行する。ただし本内規の変更を実施するための必要な措置は予め理事会が行うことができる。

別表1 新入会員の納入会費(1年分)のうち翌年度に繰り越される金額

(単位:円)

	基本会費		付加会費			
	正会 員	学生会 員	JPSJ (購読A)	JPSJ (購読B)	JJAP (購読A)	JJAP (購読B)
1月入会者	0	0	0	0	0	0
2月入会者	910	580	750	1,000	1,000	1,670
3月入会者	1,830	1,160	1,500	2,000	2,000	3,330
4月入会者	2,750	1,750	2,250	3,000	3,000	5,000
5月入会者	3,660	2,330	3,000	4,000	4,000	6,670
6月入会者	4,580	2,910	3,750	5,000	5,000	8,330
7月入会者	5,500	3,500	4,500	6,000	6,000	10,000
8月入会者	6,410	4,080	5,250	7,000	7,000	11,670
9月入会者	7,330	4,660	6,000	8,000	8,000	13,330
10月入会者	8,250	5,250	6,750	9,000	9,000	15,000
11月入会者	9,160	5,830	7,500	10,000	10,000	16,670
12月入会者	10,080	6,410	8,250	11,000	11,000	18,330

一般社団法人 日本物理学会
会員に関する内規
変更履歴一覧

2007年12月15日 一部変更

第9条および第15条

大規模災害による会費1年度分免除の規定を追加。

2010年3月6日 一部変更

第3条(3)

定款・入会申込書等に合わせ学部の卒業校名等を追加。

2011年10月 一部変更

一般社団法人への移行に伴う定款・細則変更による変更

- ・ 参照先条項番号を変更。
- ・ 旧定款特別会員に関する記載を「会員以外の個人または機関による定期刊行物の購読についての内規」として会員に関する内規から分離。
- ・ その他、一部の語句修正。

(入会手続)「第3条(6)会費を自動引き落としするための、銀行または郵便貯金のいずれかの必要書類」を削除。